

全国建設工事業国民健康保険組合 特定個人情報取扱規程

制 定 平成28年 4 月 1 日
改 正 平成28年 7 月14日
平成29年 7 月13日
令和 3 年 2 月16日
令和 4 年 2 月15日

第1章 総則

〔目的〕

第1条 全国建設工事業国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下、「特定個人情報ガイドライン」という。）等に基づき、組合の取扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために「特定個人情報取扱規程」（以下、「本規程」という。）を定めるものとする。

本規程は、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止」、「廃棄」の各段階における留意事項及び安全管理措置について定める。

個人番号及び特定個人情報等に関しては、組合の個人情報保護に関する他の規程等に優先して本規程が適用される。

〔定義〕

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを变换して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- (5) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法律施行令」（以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。
- (6) 「個人情報ファイル」とは、個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (7) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人デー

タであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

- (9) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
 - (10) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
 - (11) 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
 - (12) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
 - (13) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
 - (14) 「役職員」とは、組合の組織内にあって直接又は間接に組合の指揮監督を受けて組合の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正職員、嘱託職員、アルバイト職員等）のみならず、組合との間の雇用関係にない者（理事、監事、組合会議員、支部職員等）を含む。
 - (15) 「事務取扱担当者」とは、組合内において、個人番号を取扱う事務に従事する者をいう。
 - (16) 「事務取扱責任者」とは、特定個人情報等の管理に関する責任を担うものをいう。
 - (17) 「管理区域」とは、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを管理する区域をいう。
- 〔個人番号を取扱う事務の範囲〕

第3条 組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は、番号法別表第一及び別表第二に定める国民健康保険組合が行う事務であって、主務省令で定める以下の事務とする。

- (1) 情報システムへの入力処理
- (2) 被保険者台帳及び被保険者証の発行に関する処理
- (3) 被保険者の資格に関する処理
- (4) 保険給付の支給に関する処理
- (5) 診療報酬明細書の受給資格の確認及び記録に関する処理
- (6) 第三者行為並びに他法との求償・調整に関する処理

〔特定個人情報等の範囲〕

第4条 前条において組合が個人番号を取扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

- (1) 組合員個人から、番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（住民票等）及びこれらの写し
- (2) その他個人番号と関連づけて保存される情報

2 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置

〔組織体制〕

第5条 組合は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する事務取扱責任者を設置し、その責任者を事務局長とする。

2 個人番号が記載された書類等を受領する担当者を事務取扱担当者とする。

〔事務取扱責任者の責務〕

第6条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取

扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

〔事務取扱担当者の監督〕

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

〔事務取扱担当者の責務〕

第8条 事務取扱担当者は、特定個人情報の「取得」、「保管」、「利用」、「提供」、「開示」、「訂正」、「利用停止」、「廃棄」又は委託処理等、特定個人情報を取扱う業務に従事する際、番号法及び個人情報保護法並びにその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程及びその他の規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい等、番号法若しくは個人情報保護法又はその他の関連法令、特定個人情報ガイドライン、本規程又はその他の規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

3 各部署において個人番号が記載された書類等の受領をする事務取扱担当者は、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならないものとする。

〔教育・研修〕

第9条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2 事務取扱担当者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

〔本規程に基づく運用状況の記録〕

第10条 事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき、記録するものとする。

- (1) 特定個人情報の取得及び特定個人情報ファイルへの入力状況
- (2) 書類・媒体等の持出しの記録
- (3) 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録（委託した場合はこれを証明する記録等）
- (4) 特定個人情報ファイルを情報システムで取扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

〔情報漏えい事案等への対応〕

第11条 事務取扱責任者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故（以下「漏えい事案等」という。）が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、本規程に基づき、適切に対処するものとする。

2 事務取扱責任者は、役員と連携して漏えい事案等に対応する。

3 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その旨及び調査結果を理事会に報告し、当該漏えい事案等の対象となった情報主体に対して、事実関係の通知、謝意の表明、原因関係の説明等を速やかに行うものとする。

4 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生した場合、認可庁及び個人情報保護委員会に対して必要な報告を速やかに行う。

5 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。

6 事務取扱責任者は、漏えい事案等が発生したと判断した場合は、その事実を本人に通知するとともに、必要に応じて公表する。

7 事務取扱責任者は、他組合における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行うものとする。

8 事務取扱責任者は、漏えい事案等への対応状況の記録を年に1回以上の頻度にて分析するものとする。

〔苦情への対応〕

第12条 事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を事務取扱責任者に報告する。報告を受けた事務取扱責任者は、適切に対応するものとする。

〔監査〕

第13条 監事は、組合の特定個人情報の適正な取扱いその他法令及び本規程の遵守状況について監査し、その改善を事務取扱責任者に促す。

〔取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し〕

第14条 事務取扱責任者は、年1回以上又は臨時に特定個人情報の運用状況の記録及び特定個人情報ファイルの取扱状況の確認を実施しなければならない。

2 事務取扱責任者は、前項の確認の結果及び前条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

〔特定個人情報等を取扱う区域の管理〕

第15条 組合は管理区域を明確にし、以下の措置を講じる。

(1) 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。また、入退室の管理方法はICカードによる入退室管理を行うものとする。

〔機器及び電子媒体等の盗難等の防止〕

第16条 組合は管理区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 特定個人情報等を取扱う電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

〔電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止〕

第17条 組合は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域外へ移動させることをいう。

(1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合

(2) 組合が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータまたは書類を提出する場合

2 前項により特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しを行う場合には、以下の安全策を講じるものとする。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従うものとする。

(1) 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す場合は、パスワード等による保護を行う。

(2) 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法

①封緘、目隠しシールの貼付

②追跡可能な移送手段の利用

〔廃棄・削除段階における物理的安全管理措置〕

第18条 特定個人情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- (1) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、焼却、溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
 - (2) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
 - (3) 事務取扱担当者は、特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
 - (4) 特定個人情報等を取扱う情報システムにおいては、当該関連する組合規程保存期間経過後に個人番号を削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - (5) 個人番号が記載された書類等については、当該関連する組合規程の保存期間経過後に廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存するものとする。削除・廃棄の記録としては、特定個人情報ファイルの種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、個人番号自体は含めないものとする。

〔アクセス制御〕

第19条 特定個人情報へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを、アクセス制御により限定する。
- (2) ユーザーIDに付与するアクセス権により、特定個人情報ファイルを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

〔アクセス者の識別と認証〕

第20条 特定個人情報等を取扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証するものとする。

〔外部からの不正アクセス等の防止〕

第21条 組合は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- (1) 情報システムと外部ネットワークを物理的に遮断する方法
- (2) 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- (3) 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法
- (4) ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

第3章 取得・収集制限

〔特定個人情報の適正な取得〕

第22条 組合は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

〔特定個人情報の利用目的〕

第23条 組合が、組合員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取扱う事務の範囲内とする。

〔特定個人情報の取得時の利用目的の通知等〕

第24条 組合は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表してい

る場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、事業所の窓口等への書面の掲示・備付け、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

- 2 利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

〔個人番号の提供の要求〕

第25条 組合は、第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

- 2 組合員又は第三者が、組合の個人番号の提供の要求又は第29条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。

〔個人番号の提供を求める時期〕

第26条 組合は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

〔特定個人情報の提供の求めの制限〕

第27条 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第30条）に従うものとする。

- 2 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

〔特定個人情報の収集制限〕

第28条 組合は第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

〔本人確認〕

第29条 組合は番号法第16条に定める各方法により、組合員又は第三者の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認を行うものとする。

第4章 特定個人情報の利用・保管・提供

〔特定個人情報の利用制限〕

第30条 組合は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

〔特定個人情報の保管制限〕

第31条 組合は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

〔特定個人情報の提供制限〕

第32条 組合は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、内部等の特定個人情報の移動は該当しないものとする。）しないものとする。なお、本人の事前同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

第5章 開示、訂正、利用停止等

〔特定個人情報の開示〕

第33条 組合は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人が開示データを送付する際、開示データに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

2 組合は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

〔保有個人データの開示請求処理手順〕

第34条 前条に基づき本人又はその代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。）から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順で応ずることとする。

(1) 受付時の確認

- ①保有特定個人情報開示請求書（様式特定保護第1号）による請求であること。
- ②代理人による請求の場合は、保有特定個人情報開示等に関する委任状（様式特定保護第2号）によるものであること。
- ③なお、郵送による本人確認資料の受領などの場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

(2) 開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次の各号に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

- ①請求された個人情報が物理的に存在するか否か。
- ②前号に相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。
- ③前条第2項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

(3) 不開示の場合の対応

- ①前項に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明をすることとする。

(4) 請求者に対する通知時期

- ①開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む。）は保有特定個人情報開示決定通知書（様式特定保護第3号）、保有特定個人情報（一部）開示決定通知書（様式特定保護第4号）又は保有特定個人情報不開示決定通知書（様式特定保護第5号）にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

〔保有個人データの訂正等〕

第35条 組合は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれに応ずることとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

〔保有個人データの訂正等処理手順〕

第36条 前条に基づき、開示の結果、特定個人情報に係る保有個人データが事実ではないとして、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、次の手順にて応ずることとする。

- (1) 当該請求者に対し、保有特定個人情報訂正請求書（様式特定保護第6号）により訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。
- (2) 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうかを決定する。
- (3) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して保有特定個人情報訂正決定通知書（様式特定保護第7号）、保有特定個人情報不訂正決定通知書（様式特定保護第8号）にて、郵送又はこれに代わる方法により通知する。また訂正等の措置をとらない場合は、判断の根拠及び根拠となる事実を示し、その理由についても説明をすることとする。

2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、次に掲げる各号に従って行わなければならない。

- (1) 事務取扱責任者は、当該保有個人データを取扱う事務取扱担当者を特定し、その者以外の者に訂正等の作業を行わせてはならない。
- (2) 事務取扱担当者は、訂正等の作業を事務取扱責任者の指示に従って行い、事務取扱責任者が作業結果を確認する。
- (3) 事務取扱責任者は、更新理由、訂正等の申請者、訂正等の日付、管理責任者、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

〔保有個人データの利用停止等〕

第37条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取扱われたものであるという理由、同法第30条に該当するとき又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を保有特定個人情報利用停止請求書（様式特定保護第9号）により求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を保有特定個人情報利用停止決定通知書（様式特定保護第10号）、保有特定個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式特定保護第11号）により通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

〔開示等を求める手続及び手数料〕

第38条 組合は、特定個人情報に関して、個人情報保護法第29条第1項の開示等の求めを受け付ける方法を定めた場合には、「個人情報保護基本方針」と一体してインターネットのホームページでの掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

- 2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認の方法を定めるに当たっては、十分かつ適切な確認手続とするよう留意する。
- 3 個人情報保護法第30条に従い、手数料を徴収する場合には、同様の内容の開示等手続の平均的実費の予測に基づき、合理的であると認められる範囲において手数料の額を定めなければならない。

第6章 廃棄・削除

〔特定個人情報の廃棄・削除〕

第39条 組合は第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について組合規程によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、組合規程において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

第7章 特定個人情報の委託の取扱い

〔委託先における安全管理措置〕

第40条 組合は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合には、組合自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

- 2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。
 - (1) 委託先の適切な選定
 - (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
 - (3) 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 3 前項第1号の「委託先の適切な選定」としては、以下の事項について特定個人情報の保護に関して組合が定める水準を満たしているかについて、あらかじめ確認する。
 - (1) 設備
 - (2) 技術水準
 - (3) 従業者（事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣組合員等を含む。）に対する監督・教育の状況
 - (4) 特定個人情報の安全管理の状況
- 4 第2項第2号の「委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結」については、委託契約の内容として、以下の規程等を盛り込むものとする。
 - (1) 秘密保持義務に関する規程
 - (2) 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の目的外利用の禁止
 - (4) 再委託における条件
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規程
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄に関する規程
 - (7) 従業者に対する監督・教育に関する規程
- 5 組合は、委託先の管理については、資格管理課を責任部署とする。
- 6 組合は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに組合に報告される体制になっていることを確認するものとする。
- 7 委託先は、組合の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託す

る場合も同様とする。

- 8 組合は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規程等を盛り込ませるものとする。

〔関係法令等の準用〕

第41条 この規程に定めのない事項は、関係法令等の定めるところによる。

附 則〔平成28年4月1日制定〕

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則〔平成28年7月14日改正〕

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則〔平成29年7月13日改正〕

この規程は、平成29年7月13日から施行し、平成29年5月30日に遡及して適用する。

附 則〔令和3年2月16日改正〕

この規程は、令和3年2月16日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附 則〔令和4年2月15日改正〕

この規程は、令和4年4月1日から施行する。